

# 明石市地域防災計画

## 要配慮者避難支援計画

2020年（令和2年）6月修正

明 石 市  
援 護 部

# 目 次

## 第1章 総則

- 1 要配慮者避難支援計画策定の目的 . . . . . 1
- 2 支援計画の位置づけ . . . . . 2
- 3 支援計画の基本的な考え方 . . . . . 2

## 第2章 要配慮者情報の収集・共有

- 1 情報収集・共有の目的 . . . . . 3
- 2 要配慮者とは . . . . . 3
- 3 避難行動要支援者名簿の作成 . . . . . 4
- 4 名簿情報の提供等 . . . . . 5

## 第3章 要配慮者の避難支援等

- 1 避難情報の発令等 . . . . . 7
- 2 避難のための情報伝達等 . . . . . 8
- 3 避難行動要支援者の避難支援 . . . . . 9
- 4 要配慮者の安否確認 . . . . . 10
- 5 個別支援計画 . . . . . 10
- 6 地域による避難支援の推進 . . . . . 11

## 第4章 要配慮者の避難生活支援

- 1 要配慮者の避難場所 . . . . . 13
- 2 福祉避難所の対象者 . . . . . 13
- 3 福祉避難所の役割分担 . . . . . 13
- 4 福祉避難室・福祉避難所の運営等 . . . . . 14
- 5 物資等の確保 . . . . . 17
- 6 人材の確保 . . . . . 17
- 7 福祉施設等との連携 . . . . . 18

# 要配慮者避難支援計画

## 第1章 総則

### 1 要配慮者避難支援計画策定の目的

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍になりました。

今後発生する災害による犠牲者を少しでも少なくするためには、こうした要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を守るための安全対策の充実を図ることが不可欠です。また、災害が発生すると、災害から身を守るために支援を要する要配慮者の負担は特に大きくなることが予想されるため、その負担を軽減するためにも、平常時からの対策を講じていくことが必要です。

このため、市では要配慮者の把握、情報の共有を図るため、平成 19 年 3 月より民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）の協力のもとに災害時要援護者台帳への登録を行い、希望する自治会・町内会に対して情報を提供してきました。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正において、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、市町村による名簿の作成、名簿情報の提供等が規定されたことを受け、本市では、従来から作成していた災害時要援護者台帳を避難行動要支援者名簿として法定の要件を満たすよう更新するとともに、平成 28 年 3 月には「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、名簿情報の提供等に係る必要な事項を定めました。

本要配慮者避難支援計画（以下「支援計画」という。）は、市における要配慮者の支援対策を一層推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を踏まえ、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とするものです。

## 2 支援計画の位置づけ

本支援計画は、明石市地域防災計画において定められた災害予防計画「第1章 市民とともに防災関連事業を進める」及び「第4章 災害時に援護を必要とする人を支援する」ことについて、要配慮者の支援にかかる具体的な活動内容を定めており、「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成19年12月18日社援総発第1218001号）により、国から策定を求められている「避難支援プランの全体計画」に該当するものです。

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）では、「改正災対法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、市町村において、まず、当該地域の災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとした。その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。」とされていますが、本市においては、対象を避難行動要支援者のみに限定せず、広く要配慮者を対象とした支援計画として作成し、地域防災計画の下位計画に位置付けます。

## 3 支援計画の基本的な考え方

明石市地域防災計画では、その防災理念を「市民力を生かした地域防災力の向上」としており、各種防災事業を進めていくにあたっては、市民等の参画と協働という視点を取り入れていくことを基本的な考え方としています。特に、近い将来発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震等の大規模災害における被害を軽減させるためには、行政による対策だけでは不十分であり、平常時から市民、地域が主体的に取り組みを起こしていくことが必要です。

本支援計画において、地域とは、自治会・町内会、自主防災組織、民生児童委員、隣近所などの地域住民全体を指しています。このため、自治会・町内会や自主防災組織などが組織されていない場合でも、隣近所が協力し合い、要配慮者も含めた取り組みが求められます。

## 第2章 要配慮者情報の収集・共有

### 1 情報収集・共有の目的

災害発生時に、要配慮者の安否確認や避難誘導、避難所等での避難生活の支援などを行うためには、要配慮者情報を把握し、その情報を市と地域（自治会・町内会、自主防災組織、民生児童委員など）で共有することが必要です。

このため、平常時から要配慮者の住所氏名等支援に必要な情報を把握し、災害時にこれらの情報を迅速な支援に活用できるよう備えておく必要があります。また、日常の見守り活動等を通じて得た情報を地域で普段から共有することも重要です。

### 2 要配慮者とは

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことです（災害対策基本法第8条第2項第15号）。要配慮者が持つ支障は多様であり、災害の局面や時期によって必要とする配慮の内容が異なり、きめ細かな対策が求められます。

要配慮者には、具体的には次のような方々が含まれます。

- ・認知症や要介護状態にある高齢者
- ・障害者（児）（肢体不自由者、視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者等）
- ・難病患者
- ・乳幼児
- ・一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者など

また、自宅で生活する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難支援の確保を図るために特に支援を必要とされる者を避難行動要支援者といいます。

### 3 避難行動要支援者名簿の作成

#### (1) 名簿作成の目的

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となるもので、災害対策基本法により市長に作成が義務付けられています（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）。

本市では、平成 19 年 3 月より作成している災害時要援護者台帳及び台帳に基づく災害時要援護者名簿を、平成 27 年 2 月に上記の法定要件を満たすよう更新し、避難行動要支援者名簿として位置づけています。

#### (2) 名簿に登録する者の範囲

要配慮者のうち、自宅で生活し、次の要件に該当する者を避難行動要支援者として名簿に登録しています。

- ① ひとり暮らし高齢者台帳登録者
- ② 高齢者保健福祉台帳登録者
- ③ 介護保険制度の要介護 4・5 認定者
- ④ 身体障害者手帳 1・2 級の視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由（移動困難）者（児）
- ⑤ 療育手帳の A 判定の知的障害者（児）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の精神障害者（児）
- ⑦ その他、市長が必要と認める者

#### (3) 名簿の記載事項

災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項に基づき、名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は名簿の作成にあたり、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、市の各部局で保有している氏名その他の要配慮者に関する情報のほか、民生児童委員が把握している要配慮者に関する情報を合わせて利用し、避難行動要支援者の情報を集約します。

また、市は名簿の作成のため必要があると認めるときは、県などの他の機関に情報の提供を求めます。

(5) 名簿の更新に関する事項

作成した名簿については、住民基本台帳等と定期的に照合を行い、転居や死亡のほか、社会福祉施設への長期間の入所等を確認した場合は名簿の更新を行います。

また、新たに名簿に登録する要件に該当することとなった者（避難行動要支援者となった者）は、随時名簿に登録します。

4 名簿情報の提供等

(1) 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者のことを避難支援等関係者といいます。

(2) 名簿情報の提供

<平常時>

平常時においては、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとします。

この場合において、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意は必要としませんが、避難行動要支援者が情報の提供について拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報は提供しません。

<災害時>

災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、

名簿情報を提供するものとします。

この場合においては、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意は必要とせず、提供する名簿情報は、平常時の名簿情報提供に拒否申出を行った避難行動要支援者を含む全対象者の情報を登録したものとなります。

また、災害時における名簿情報の提供を円滑に行うため、条例に基づき、小学校コミュニティ・センター及び市民センターで名簿を保管し、市の指示により提供することとしています。

### (3) 名簿情報の漏洩防止

名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれることから、名簿情報の提供を受けた者には秘密保持義務が課されるほか、提供された名簿情報の漏洩を防止するため、以下のような措置を講ずる必要があります。

- ・施錠可能な場所へ名簿を保管する。
- ・名簿を必要以上に複製しない。
- ・団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定する。
- ・使用後の名簿情報の廃棄・返却等を行う。 等

なお、これらの措置は、平常時から名簿情報を保有しない者に対する災害発生時の名簿情報の提供についても対象となります。



### 第3章 要配慮者の避難支援等

#### 1 避難情報の発令等

##### (1) 避難情報の種類（風水害等）

風水害などの災害が発生又は発生するおそれがある場合には、市は被災が想定される地域の住民に対して、避難等に関する情報を発信します。

避難情報には、次の表に示すように、発令時の状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3段階の情報があります。近年の災害の特徴として、高齢者等の要配慮者に被災が集中したこともあり、要配慮者が避難行動を開始する基準となる情報として「避難準備・高齢者等避難開始」を位置づけています。

避難情報の発令にあたっては、河川の水位や気象情報等を総合的に判断し、決定します。

##### ○避難情報の種別と性格

	種別	発令時の状況	住民に求める行動
第1段階	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が地域の協力者等の支援により、避難所へ避難します。 上記以外の者は、家族等への連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始します。
第2段階	避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	通常避難行動ができる者は、避難所へ避難します。
第3段階	避難指示（緊急）	人的被害が発生する危険性が非常に高い又は人的被害が発生した状況	未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移ります。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をします。

(2) 津波警報・注意報

南海トラフ巨大地震など津波の発生を伴う場合、気象庁は、地震の位置や規模を推定して沿岸で予想される津波の高さを求め、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表します。明石市が含まれる予報区は、「兵庫県瀬戸内海沿岸」です。

○津波警報・注意報の種類

種類	発表される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報 (特別警報)	10m超 (高さ 10m超)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所に避難してください。逃げ遅れたときは、津波一時避難ビルへ避難してください。
	10m (高さ 5m超 10m以下)		
	5 m (高さ 3m超 5m以下)		
津波警報	3 m (高さ 1m超 3m以下)	高い	
津波注意報	1 m (高さ 20 cm以上 1m以下)	(表記しない)	海の中にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れてください。

津波警報が発表されたとき又は津波注意報が発表され浸水の恐れがあるときに、市は避難勧告・避難指示（緊急）を発令します。避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに高台（東部地区はJR線路、西部地区は山陽電鉄線路より北側）へ避難することが必要です。

2 避難のための情報伝達等

避難情報の伝達にあたって、市は、避難行動要支援者を含むすべての要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、必要な情報の取捨選択やわかりやすい表現・説明に努めるとともに、多様な手段を用いた通知又は警告等を行います。

#### (1) 広報の方法

市は、避難情報等が発令された場合には、次の広報手段により情報を伝達します。

- ① 防災行政無線での放送
- ② 広報車の活用
- ③ テレビ、ラジオ、新聞等への報道要請
- ④ ケーブルテレビへの報道要請
- ⑤ インターネットによる情報提供（市ホームページ、各種メールサービス、ソーシャルネットワークサービス等）
- ⑥ 市広報紙臨時号の発行

#### (2) 要配慮者関係団体への情報伝達

電話、インターネットファックス、メール等を使用して、民生児童委員、障害者施設、障害者団体、地域総合支援センター、高齢者施設等に避難情報等を伝達します。

#### (3) 地域への情報伝達

電話を使用して、校区まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織に避難情報等を伝達します。

#### (4) 河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達

河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等には、インターネットファックスを使用して避難情報等を伝達します。

### 3 避難行動要支援者の避難支援

#### (1) 避難支援等関係者による避難支援

避難支援等関係者は、避難行動要支援者が地域防災公園等の避難場所又は市立小中学校等の避難所へ円滑かつ迅速に避難することができるよう、平常時から提供された名簿情報に基づき、避難支援を実施します。

また、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められ、平常時の名簿情報提供に拒否申出を行った避難行動要支援者の情報についても提供を受けた場合は、可能な範囲で当該避難行動要支援者の避難支援に協力するものとします。

## (2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援等の実施に携わる者ですが、災害発生時には、避難支援等関係者本人や、その家族等の安全が前提であるため、避難支援等関係者による避難支援等は必ず行われることを保証されるものではなく、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者やその家族にも、避難支援等が必ず行われるわけではないこと理解してもらう必要があります。

## (3) 市による避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者を中心とした地域による自助・共助を基本としますが、昨今のゲリラ豪雨など災害頻度や被害規模の面からリスクが高い明石川流域については、予想される被害の範囲や大きさ、迅速な避難の必要性等の観点から、避難行動要支援者の心身の状況や住居の状況、避難支援等関係者の有無等を勘案し、自助・共助による避難が特に困難であると認められる者について、市による避難支援を実施するものとします。

## 4 要配慮者の安否確認

避難支援等関係者及び市は、名簿情報を活用して、避難行動要支援者の安否確認を実施します。

また、福祉関係団体や福祉サービス提供者等とも協力し、自宅にとどまる要配慮者についても、安否確認や状況把握、必要な情報の提供、在宅生活の支援等を実施するものとします。

## 5 個別支援計画

### (1) 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難誘導等の支援を円滑に行うためには、避難行動要支援者の個々の特性をあらかじめ把握し、避難行動要支援者ごとに避難支援者を特定しておく個別支援計画も有効な手段と考えられます。

このため、災害時の避難誘導の役割が期待される自治会・町内会や自主

防災組織などの地域の避難支援等関係者が主体となって個別支援計画を作成することが望まれます。

個別支援計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障害の程度の重い者など、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進めることが考えられます。

しかしながら、個別支援計画を作成し、事前に避難支援者を特定していても、災害の規模や災害発生時間帯・曜日によっては、支援に行けない場合も考えられます。また、災害時には、避難行動要支援者の所在が分からなくなる恐れがあります。

まずは、地域の人々が互いに助け合う体制づくりから始めることが必要です。

## (2) 個別支援計画の作成

個別支援計画は、市が提供した避難行動要支援者名簿をもとに、地域で収集した情報を加えて作成します。計画の策定にあたっては、平常時の名簿情報の提供に拒否を申し出していない避難行動要支援者も参加し、避難方法、避難場所、避難支援を行う際の注意点、避難支援者などについて確認しておきます。

個別支援計画の配付は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者とし、個人情報の取扱いに配慮が必要です。

### ○作成時の注意点

情報の有効活用及び個人情報の漏えい防止の観点から、次の点に注意する。

- ① 災害時の適切な避難支援等を実施するため、必要に応じて情報の更新を行うこと。
- ② 情報の更新方法、時期について、事前に決めておくこと。
- ③ 情報の管理者（保有者）について、事前に決めておくこと。
- ④ 情報の管理方法について、事前に決めておくこと。

## 6 地域による避難支援の推進

地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断などのため行政機関による救援体制が整うまでにある程度の時間を要することから、災害

発生直後には隣近所をはじめとした地域における「共助」が何よりも重要となります。

また、風水害などの予測可能な災害の場合も、行政が行う災害情報の伝達や避難所の設営、物資の供給などの救援活動が機能するためには、住民一人ひとりの適切な防災活動はもちろん、地域の支え合い体制が必要です。

このようなことから、地域コミュニティを通じて、住民一人ひとりの防災に対する意識を高め、要配慮者を含めたすべての住民が協働し、助け合う支援体制を構築することが求められます。地域における支援体制づくりを進めるにあたっては、「地域（の人）は地域で守る」を基本とし、自治会・町内会や自主防災組織が主体となって、民生児童委員やボランティアグループなどの福祉関係者や地域の関係団体と連携して取り組むこととなります。

市は、地域住民が避難支援活動に取り組めるよう、防災訓練、災害マップづくり、DIG（図上訓練）等の出前講座や広報紙での啓発などを通じて防災知識の普及を図ります。さらに、要配慮者の避難支援の手引書の作成、自主防災用資機材の支給、避難行動要支援者名簿情報の提供などの支援を、関係各課を通じて行います。

また、要配慮者本人や家族の「自助」、地域の「共助」では対応が困難な場合については、関係機関との連携などによる避難支援といった全体的な役割を担います。

## 第4章 要配慮者の避難生活支援

### 1 要配慮者の避難場所

市が発令した避難情報による避難者や住家が被害を受け居住場所を確保することが困難な者に対し、市は小学校や中学校等に避難所を開設します。

また、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援を行う役割を担うため、必要に応じ福祉避難所を開設します。

### 2 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など一般の避難所では生活が困難で、何らかの特別な配慮が必要となる要配慮者で、その対象者となる者を介護する家族も含みます。ただし、要配慮者であっても一般の避難所での生活に特に支障がない方は、福祉避難所の対象者ではありません。

また、特別養護老人ホームや老人短期入所施設等の入所対象者は、緊急入所等を含め当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはなりません。

### 3 福祉避難所の役割分担

福祉避難所の対象となる者の状態に応じて適切に対応するため、地域における身近な福祉避難所（以下「福祉避難室」という。）と、福祉避難室の拠点となる福祉避難所を設置し、役割分担を図ります。

#### ○福祉避難室

災害時にすぐに避難できる市の小学校や中学校といった身近な避難所に、一般の避難所とは別の部屋に設置又は避難所の一角を仕切ることによって空間を確保するなどして、一般の避難所では避難生活に困難が生じる者を受入れます。

#### ○福祉避難所

障害の程度の重い者や要介護度の高い者など、専門性の高い対応を必要とする者で、家族等の支援を受けても地域にある福祉避難室では避難生活が困難な者を受入れます。

### 4 福祉避難室・福祉避難所の運営等

#### (1) 設置場所

##### ア 福祉避難室

福祉避難室は、地域の身近な避難所となる市の小学校及び中学校において、あらかじめ指定した部屋に開設します。必要に応じて、コミュニティ・センターや空き教室又は一般の避難所となる体育館の一部を仕切るなどの措置をして、一般の避難者とは別の空間を確保して増設します。

福祉避難室は、バリアフリーにできるだけ配慮されている施設が望ましく、浸水の恐れがある場合を除き、原則1階に開設するものとします。

#### <福祉避難室を設置する施設数>

- 小学校 28 か所
- 中学校 13 か所
- 合計 41 か所

##### イ 福祉避難所

福祉避難所は、福祉避難室での生活が困難な障害の程度の重い者や要介護度の高い者などを受入れるため、バリアフリー化され多数を収容できる部屋を備えた下記の施設とします。

なお、下記施設以外についても、受入れるべき対象者の人数や障害の程度によっては、福祉避難所に指定するものとします。

#### <福祉避難所を設置する施設>

(市施設)

- 総合福祉センター
- ふれあいプラザあかし西



(災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結施設)

- ウェルフェア・グランデ明石（介護保険の要介護・要支援の該当者）
- 博由園（身体障害者）
- 大地の家、木の根学園、サポートセンター翔（知的障害者）
- ふくやま病院、西江井島病院（医療的看視を必要とする高齢者又は障害者）
- 神戸視力障害センター（視覚障害者）

#### <福祉避難所の開設順位>

福祉避難所は、市施設の総合福祉センターに最初に開設し、その後、必要に応じてふれあいプラザあかし西に開設します。

民間施設については、要配慮者の状態、市施設の受入状況等を勘案し、必要と判断した場合に市より開設を要請するものとします。

## (2) 開設・運営等

### ア 開設の判断及び設営

福祉避難室の開設の判断及び設営は、被害が想定される地域や避難する要配慮者の状態等を考慮し、市災害対策本部避難部（以下「避難部」という。）で行います。

福祉避難所の設置の開設は、福祉避難室の避難状況や避難する要配慮者の状態等を考慮し、市災害対策本部援護部（以下「援護部」という。）で行います。また、福祉避難所の設営は、市施設については援護部が施設管理者の協力を得て行い、民間施設については原則として当該施設の管理者が行います。

### イ 運営

福祉避難室では、要配慮者本人や家族の「自助」、地域の「共助」により生活することを基本とし、運営は避難部が行い、援護部は定期的な巡回を行い、要配慮者の状態を確認します。

市施設の福祉避難所については、援護部が常駐し、施設管理者の協力を得て運営します。

民間施設の福祉避難所については、原則として当該施設の管理者が運営することとし、施設管理者の要請または必要に応じて援護部職員を派遣することとします。

(3) 避難の流れ

災害発生時、要配慮者を含む全ての避難者は、原則として小中学校等の一般の避難所へ避難することになります。

要配慮者は、明らかに一般の避難所では対応不可能と認められる場合を除き、援護部職員等による健康チェック等により福祉避難室又は福祉避難所への避難が必要と判断された場合に、福祉避難室又は福祉避難所に避難することになります。

また、健康チェック等の結果、福祉避難所ではなく、その他の福祉施設や医療機関等で対応が必要と認められた場合は、それらの施設に移送します。

(4) 福祉避難所等への移送

市の小学校や中学校の避難所に設置されている福祉避難室から福祉避難所、福祉施設、医療機関などへの移動については、公用車のほか、災害時の協定を締結しているタクシー協会が保有する介護タクシーや訪問介護サービス事業者が保有する福祉車両の手配を含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保を図ります。

○主な業務

	福祉避難室	福祉避難所
援護部 要配慮者 対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な巡回</li> <li>・ 要配慮者の健康状態等の確認</li> <li>・ 福祉避難所への移送判断、移送</li> <li>・ 福祉施設への入所判断、手続</li> <li>・ 医療機関への入院判断、手続</li> <li>・ 要配慮者からの健康相談対応</li> <li>・ 要配慮者への情報伝達</li> <li>・ 要配慮者のニーズの把握、提供</li> <li>・ 避難部又は指定避難所要員への助言等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市施設の福祉避難所の設営、常駐、運営</li> <li>・ 民間施設等へ必要に応じて職員 の派遣</li> <li>・ 要配慮者の避難者名簿の作成</li> <li>・ 要配慮者の健康状況等の確認</li> <li>・ 要配慮者からの健康相談対応</li> <li>・ 福祉施設への入所判断、手続</li> <li>・ 医療機関への入院判断、手続</li> <li>・ 要配慮者への情報伝達</li> <li>・ 要配慮者のニーズの把握、提供</li> <li>・ 必要な物資の確保、提供</li> <li>・ 専門職、ボランティア等の要請、受け入れ</li> </ul>

	福祉避難室	福祉避難所
避難部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難室の設営及び運営</li> <li>・避難者名簿作成等一般の避難者と同様の対応</li> <li>・要配慮者スペースの確保</li> <li>・要配慮者への情報伝達</li> <li>・要配慮者からの相談対応</li> <li>・要配慮者のニーズの把握</li> <li>・支援物資等の要請、提供</li> </ul>	

※ 必要に応じ、支援部救護対策班（保健師）に協力を求める。

## 5 物資等の確保

市は、食料や毛布をはじめとする最低限の物資を確保しています。備蓄していない物資については、供給協定を締結している事業者からの調達などにより必要な量の確保を図ることになっています。

要配慮者の支援に要する特有の医薬品、生活必需品や補装具等は、多種多様であり、供給ルートも限定されていることから、災害時に入手困難なものが多くあります。このため、市は、必要と思われる物資等について予めリストを整備するなどして、災害時に緊急的な調達が可能となるよう準備に努めますが、要配慮者が使用する特別な物資等は、本人又は家族自らが普段から余裕をもって用意しておくことが必要となります。

## 6 人材の確保

### (1) 専門職の確保

福祉避難所に関わる市職員は、援護部要配慮者対策班が中心となりますが、福祉避難所の運営等に必要の人材は、介護、医療、福祉関係等の幅広い専門職が求められます。しかしながら、これらのスタッフを市職員だけでまかなうことは困難であるため、関係団体や事業者との関係を強化し、災害時の協定締結などにより人材支援を得られるよう連携を図ります。

## (2) 明石市社会福祉協議会との連携

明石市社会福祉協議会では、災害時にボランティア活動に従事してもらうため、災害ボランティア登録制度があり、事前に人材の確保に努めています。

さらに、明石市社会福祉協議会は、災害時にボランティアセンターを立ち上げ、一般のボランティアを市内外から受け入れることになっています。

また、普段から障害者などの支援に関わっているボランティアグループがあるため、それらのボランティアと連携することにより、福祉避難所等での要配慮者支援の人材確保を図ることができます。

したがって、明石市社会福祉協議会とは災害時の人材確保の面からも今後も引き続き連携の強化を図っていく必要があります。

## 7 福祉施設等との連携

災害の規模によっては、自宅や一般の避難所での生活が困難な要配慮者が多数発生し、福祉避難室や福祉避難所での受入れが困難となる状況が考えられます。このような事態に備えるため、専門のスタッフが配置され、バリアフリー化された施設となっている介護保険施設などの福祉施設と連携し、受け入れ態勢を強化することが必要です。

また、市だけで対応できない場合は、福祉施設への緊急一時入所について兵庫県にあっせんを要請します。